２　授業料等減免の対象者の追加
授業料等減免の対象者として、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であることに該当する者として、確認大学等の設置者が認定を行ったものを加え、その授業料等減免の額は確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

３　認定手続等に関する規定の整備
㈠　認定を受けようとする学生等は、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別等を記載した申請書等を確認大学等の設置者に提出し、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、当該学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に認定を行うこととした。（第五条関係）
㈡　授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについての認定を受けなければならないこととした。（第六条関係）

４　授業料等減免についての配慮事項の新設
国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮することとした。（第一五条関係）

５　その他所要の改正を行うこととした。

６　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）
㈡　政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第六条関係）
㈢　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一〇条関係）
㈣　この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（法律第一八号）（厚生労働省）

１　戦没者等の遺族に対する援護の措置等
㈠　令和七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。（第一条関係）
㈡　特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更することとした。（第一条関係）
㈢　令和一二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。（第二条関係）

２　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）
㈡　この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、１の㈢及び２の㈠の一部については、令和一二年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一四一号）（財務省）

１　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
㈠　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）
㈡　特別特恵税率の適用対象に関し、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することに伴い、後発開発途上国でなくなってから二年を経過するまでの国を後発開発途上国に準ずる国とすることとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）
２　徳島飛行場を税関空港に指定することとした。（関税法施行令別表第二関係）
３　児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することを受け、関係規定の整備を行うこととした。（関税定率法施行令第六五条、関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条並びに畜産経営の安定に関する法律施行令第一一条関係）
４　レバノンを便益関税の適用国に追加することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）
５　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和七年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）
６　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）
７　その他所要の規定の整備を行うこととした。
８　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一四二号）（文部科学省）

一　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係
１　大学等における修学の支援に関する法律第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者について、授業料等減免の額を定めることとした。（第二条第一項第一号関係）
２　その他所要の改正を行うこととした。

二　関係政令の整備関係
関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第五条関係）

三　施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行するものとした。

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（厚生労働省）

１　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四〇年法律第一〇〇号）第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とすることとした。（本則関係）

２　施行期日等
㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。